

緊急事態措置に伴う臨時休業期間における研究活動維持及び
教育活動維持の対応について (Ver.1)
(休業期間中も、遠隔授業は通常実施です。)

教職員各位

危機対策本部長

4月21日に新潟県知事から、新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づき、施設の使用停止（休業）の要請がありました。

これを受け、本学は4月23日～5月6日まで臨時休業とし、下記1の（ア）～（キ）に掲げる最低限の研究活動維持及び下記2の教育活動維持に必要な教職員、並びに食事のために食堂を利用する学生宿舍居住の学生を除き、原則、学内の立ち入りを禁止とします。（事務局職員については、各課・室ともに大学運営に係る業務維持に最低限必要な人員が出勤します。）

なお、休業期間中も、遠隔授業は通常実施です。

については、教員各位（各研究室・センター）において、下記に掲げる研究活動維持、教育活動維持に必要な各事項を確認し、該当のある場合は、4月27日以降に学内に立ち入るものについて、各センター長、専攻長等又は技術支援センター長に確認の上で、別紙「臨時休業時における構内立入の届出書」を危機対策本部事務局 (kiki@jcom) へ4月24日までに提出してください。

記

1. 研究活動維持に必要な事項

各項目の現状をそれぞれの「対応」により実施する。ただし、各事項の対応に当たり、当該教員の安全確保のために、学生を当該教員の補助者として一緒に業務を行わせる必要がある場合に限り、当該学生の同意を得て立ち入りを認めることとする。

(ア) 研究に使用する生物の維持・管理

(実験動物の飼養及び保管にあたっては、関係法令等を踏まえ 適切に実施のこと。)

現状：研究室で対応（教員、技術職員又は学生）

対応⇒研究室の対応者は、必要最小限の教員又は技術職員とする。

(イ) 液体窒素・液体ヘリウムの補給のための装置等の維持・管理

(1)液体窒素等の調達

現状：発注→各棟1Fの指定場所に容器搬入（教員、技術職員又は学生）→充填（業者）

→検収（院事務係）→容器回収（教員、技術職員又は学生）

※1日あたり概ね4教員（研究室）からの発注を受け調達は、ほぼ毎日

3日に1回は液体窒素の充填が必要なFIB-SEMあり（分析計測センター）

対応⇒1)1週間に2回（4月28日及び5月1日の午前）の調達とする。

2)研究室の対応者は、必要最小限の教員又は技術職員とする。

3)総務課において、必要最小限の体制を整える。

(2)装置の維持等

現状：研究室で対応（教員、技術職員又は学生）

対応⇒研究室の対応者は、必要最小限の教員又は技術職員とする。

(ウ) 毒劇物等の研究に使用する薬品の維持・管理

現状：危険物貯蔵庫利用の連絡（研究室）→容器搬入（学生等）→貯蔵庫の開錠（研究・

地域連携課)・充填→搬出(学生等)

※最大利用研究室は週2日(1日あたり30分)

…貯蔵庫の保管は、消防法の規定による

対応⇒1)危険物貯蔵庫の利用は4月28日の午前とする。

(1の(ア)又は(エ)の用途に限定)

2)研究室の対応者は、必要最小限の教員又は技術職員とする。

3)研究・地域連携課において、必要最小限の体制を整える。

(エ) 研究に必要な基幹インフラ(実験施設・設備、情報システムなど)の稼働・維持・管理

現状:研究室で対応(教員、技術職員又は学生)

対応⇒対応者は、必要最小限の教員又は技術職員とする。

(オ) 研究活動を継続する上での各種安全確保対策

現状:研究室で対応(教員又は技術職員)

対応⇒対応者は、必要最小限の教員又は技術職員とする。

(カ) その他法令等の義務の順守等に必要な場合

(1)ガラスバッチ(放射線業務従事者)の対応(毎月)

…労働安全衛生法及び放射性同位元素等規制法の規定による

現状:月末・業者からガラスバッチを受領(郵送)→対象者へ配付(学内便)→

→月初旬・回収→未使用者のデータ入力→月中旬回収バッチを業者へ送付

対応⇒1)バッチの回収は、3か月の猶予があるため、休業の解除後に行う。

2)バッチの配付は、研究・地域連携課において必要最小限の体制を整え、通常どおり学内便により行う。

(2)特別教育等…労働安全衛生法の規定による

現状:1)放射線業務従事者教育訓練(4月/更新1日・約70人、新規2日約30人)

2)エックス線装置使用者教育訓練(4月/1日・約90人)

3)低圧電気取扱業務(8月、3月/1回あたり2日・約10人)

4)高圧ガス保安講習(7月/1回あたり2時間・約80人)

対応⇒1)及び2)…ILIASでの実施(5月末日まで)

3)及び4)…現時点では予定どおり実施

(キ) 上記以外

※ 想定事項があれば、研究・地域連携課 産学・地域連携係(sangaku@jcom)まで連絡ください。

2. 教育活動維持に必要な事項

教育(講義、実験・演習、実習、研究指導等)については、学生の学内立ち入りを認めないため、遠隔で実施可能な教育のみの実施とする。

(1) Zoomによる遠隔授業

現在遠隔での授業実施計画のものは、予定通りZoomによって実施する。

学生は、学外(自宅・アパート等)からの受講とする。

教員も、基本は学外(自宅等)からの授業配信をする。

(2) 研究室所属学生の指導

ゼミ、学生指導は Zoom 等を利用した遠隔で可能な内容を実施する。

(3) 上記実施のための準備依頼

Zoom による遠隔授業について

教員：大学外での授業が実施出来るように資料等の準備

遠隔授業実施のための通信環境等の準備・確認

先の調査により、遠隔授業実施する環境に十分でない教員には機材 (WiFi ルーター等) の貸し出しを行う。

※ 該当する教員は、総合情報課 教務情報係 (kyomu-joho@jcom) に連絡をお願いします。

授業カレンダー (Google カレンダー) については、5 月 1 日に確定するように各専攻に依頼しているが、極力、早期の確定に向けた作業をお願いします。この作業のための教職員の学内立ち入りは認める。

※ 学生は、現在 Zoom による遠隔授業の試行中ですが、継続して受講方法等の指導をお願いします。また、試行の段階で、学生側の通信環境等が不十分であることがわかった場合は、学生に総合情報課 教務情報係 (kyomu-joho@jcom) に申し出るように指導ください。4 月 24 日までは、登校できる学生には、学務課窓口で機器を貸し出します。登校ができない学生及び受け取りが 4 月 25 日以降になる学生には、学務課で機器を郵送します。

(4) 教育に必要な基幹インフラ (設備、情報システムなど) の稼働・維持・管理

遠隔授業および授業アーカイブ等の教育のためのインフラの稼働・維持・管理のために学内での作業が必要な場合は、学内立ち入りは認める。

(5) 上記以外

※ 想定事項があれば、学務課 教務係 (kyoumu@jcom) まで連絡ください。

以上